

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ  
～住居確保給付金の支給～

令和4年8月18日

神戸市

# 離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ ～住居確保給付金の支給～

## 住居確保給付金とは

くらし支援窓口を利用する方のうち、離職等により経済的に困窮し、**住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象**として、**3ヶ月間を限度**に家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

給付額は、「基準額〔※1〕+家賃額-世帯全体の収入合計額」であり、世帯人数により上限額〔※2〕が設定されています。

### 【基準額〔※1〕】

1人	2人	3人	4人	5人	6人
8.4万円	13.0万円	17.2万円	21.4万円	25.5万円	29.7万円

### 【給付上限額〔※2〕〔生活保護の住宅扶助特別基準に準拠〕】

1人	2人	3～5人	6人	7人以上
40,000円	48,000円	52,000円	56,000円	62,000円

※ 住居確保給付金は、神戸市より入居住宅の貸主等に直接振り込まれます。

- ・ 求職活動状況等が良好な場合は、3ヶ月間を限度に支給期間を2回延長できます(最長9ヶ月間)。延長申請時にも、収入や資産に関する審査を行います。
- ・ なお、就労に伴い得られた収入が収入基準額〔※3〕を超過した場合は、支給が中止されます。

## 住居確保給付金の支給対象者

- ① イ) 離職後2年以内である方、又は  
ロ) 個人の責に帰すべき理由・都合によらずに就業機会等が減少した方
- ② 離職前に、主たる生計維持者であった方
- ③ 誠実かつ熱心に求職活動を行う方
- ④ 離職により経済的に困窮し、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方
- ⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が上記基準額〔※1〕に家賃〔※2の金額を上限〕を合算した額(収入基準額〔※3〕)以下であること
- ⑥ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の預貯金及び現金の合計額が上記の基準額×6倍(ただし100万円を超えないものとする)以下であること
- ⑦ **職業訓練受講給付金〔※4〕**、及び住宅を喪失した離職者に対する類似の給付を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが、暴力団員でないこと
- ⑨ 過去に本給付の支給を受けていないこと
- ⑩ 申請日時点で生活保護を受給していないこと
- ⑪ 神戸市ひとり親世帯家賃補助又は神戸市子育て支援家賃補助を受給していないこと(住居確保給付金との併給はできません、どちらかを選択していただきます)

※4 ・令和3年6月11日～令和4年9月30日  
・令和3年6月時点で住居確保受給中の方  
職業訓練受講給付金と、  
住居確保給付金の併給が可能

※ 職業訓練受講給付金を受けられる場合は、住居確保給付金に優先して受けていただきます。

※ 支給期間中は、誠実かつ熱心に、就職活動を行っていただきます。なお、住居確保給付金を受給するためには、求職活動等の報告を行うことが要件となります。(求職活動要件に関する詳細は、別表「**求職活動要件**」を参照ください)

## 住居確保給付金の受給の流れ

住居確保給付金の受給をご希望される方は、区役所内のくらし支援窓口で制度や手続きの流れについて説明を受けてください。その後、関係書類を添えて申請を行ってください。また、住居確保給付金を申請した場合は、相談支援員が面談を行い、その面談の結果に基づき、就職等に向けた支援を行います。

※住居を喪失している方については、住居を確保していただいた上で住居確保給付金の支給となりますが、まずはくらし支援窓口にて手続きの説明を受けてください。

## 住居確保給付金の申請に関する書類

住居確保給付金の手続きにあたって、下記の書類を確認します。この他の書類を確認する場合がありますので、詳細はくらし支援窓口でご相談ください。

- ①本人確認書類 住民票、住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険証、旅券等
- ②離職関係書類 2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し、又は就業等による収入が減少し離職又は廃業と同程度の状況にあることを確認できる書類の写し
- ③収入関係書類 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入が確認できる書類
- ④金融資産関係書類 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し
- ⑤賃貸借契約書（住居のある場合のみ）

## 住宅の初期費用への対応

住居を喪失しておられる方が賃貸住宅の契約を行う際には、敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方につきましては、社会福祉協議会の「住宅入居費総合支援資金」の貸付を活用することができます。

- 住宅入居費（総合支援資金）  
住居確保給付金の支給対象者の要件として申請を行った住居に関し、当該住居の賃貸借契約に際し、必要な初期費用が対象となります。

貸付限度額：40万円以内  
据置期間：6ヶ月以内 償還期間10年以内  
貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子  
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

## 参考：その他の雇用施策等の概要

上記の施策に優先して、ハローワークの実施する雇用施策があります。

### ○職業訓練受講給付金

雇用保険を受給できない方が、対象の職業訓練を受講する場合、主たる生計者に対して訓練期間中の生活費を給付。

（支給額：職業訓練受講手当 10万円/月、通所手当。希望者には上乘せ貸付あり。）

## 別表「求職活動要件」（令和3年1月1日～※国の規則改正により変更）

### （1）離職・廃業状態で申請される方

- ① 申請時のハローワークへの求職申込
- ② 月に1回以上のくらし支援窓口との面談（※1）
- ③ 月に2回以上のハローワークにおける職業相談
- ④ 週に1回以上の企業等への応募・面接の実施

### （2）休業等の状態で申請される方

- ① 月に1回以上のくらし支援窓口との面談（※1）
- ② 申請、延長、再延長のタイミングで休業の状況についてくらし支援窓口への報告

※1 所定の様式による郵送、電話等による報告も可

## 制度についてのお問い合わせ先は

- 住居確保給付金について知りたいときは  
神戸市各区役所保健福祉部生活支援課・北神区役所保健福祉課、北須磨支所保健福祉課内の「暮らし支援窓口」にお問い合わせください。  
※電話番号は下記をご覧ください。
- 住宅入居費（総合支援資金）貸付について知りたいときは  
兵庫県社会福祉協議会または神戸市各区社会福祉協議会にお問い合わせください。  
※電話番号は下記をご覧ください。

### 電話番号

神戸市各区役所（代表番号：保健福祉部生活支援課・区社会福祉協議会共通）

東灘区役所	078-841-4131
灘区役所	078-843-7001
中央区役所	078-335-7511
兵庫区役所	078-511-2111
北区役所	078-593-1111
北神区役所保健福祉課	078-981-5377
長田区役所	078-579-2311
須磨区役所	078-731-4341
北須磨支所保健福祉課*	078-793-1313
垂水区役所	078-708-5151
西区役所	078-940-9501

\*北須磨支所管内の問い合わせについては、住居確保給付金については北須磨支所保健福祉課へ、生活福祉資金については須磨区社会福祉協議会へお願いします。

兵庫県社会福祉協議会

078-242-7944

- その他の雇用施策等について知りたいときは

神戸公共職業安定所(ハローワーク神戸)	078-362-8609
灘公共職業安定所(ハローワークなだ)	078-861-8609
西神公共職業安定所(ハローワーク西神)	078-991-1100
明石公共職業安定所(ハローワーク明石)	078-912-2277
神戸公共職業安定所三田出張所 (ハローワーク神戸三田出張所)	079-563-8609